

入札説明書に対する質問への回答（第1回）その②

※質問については、各企業より提出された内容の原文を記載しております。

No.	頁	大	中	小	項目名	質問内容	回答
1	3	第1	8	(1) ア	資金調達業務	事業者範囲の系統連系に係る工事負担金は、電気事業者との協議時間がなく事業者での想定ができないため、要求水準書別紙26”系統連系に関する検討書”でご提示いただいた「系統接続に要する概算工事負担金：●●円（税込み）」で見込むものとし、実施時に差額が生じた場合は別途清算いただきますようお願いいたします。	原案のとおりとします。 ※負担金の金額については、非表示にさせていただきます。
2	24	第6	2		特別目的会社の設立	事業費削減の観点から、SPCの本店については施設の竣工後に同施設所在地で変更登記し、無償で使用させていただけるものと理解してよろしいでしょうか。	本施設所在地への変更登記は不可とします。
3	29	別紙 1	1	(1)	設計及び建設業務の対価	「落札後に交付金の金額が決定となることから、サービス購入料Aの金額が落札後に入札時の金額と異なる可能性があることに留意すること。」との記載がありますが、交付金額が減額となりサービス購入料Aが減額された場合、追加で資金調達が必要になります。交付申請は市様が実施されますので、当該追加資金調達に伴う金利等の金融費用については別途市様にご負担いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

要求水準書（設計・建設編）に対する質問への回答（第1回）その②

※質問については、各企業より提出された内容の原文を記載しております。

No.	頁	大	中	小	項目名	質問内容	回答
1	8	第1章	第3節	2	使用材料規格	「(3)原則として現地にて常駐管理等十分かつ適切な管理が可能であること。」とありますが、これは現地在住の機器メーカー管理者による管理を適切に行う、という解釈でよろしいでしょうか。	現地在住の機器メーカー管理者による管理だけではなく、熱回収施設プラントの設計・建設企業、不燃・粗大ごみ処理施設プラントの設計・建設企業による管理も必要とします。
2	17	第1章	第1節	6	現況配置図	敷地境界線を示したCADデータをご提示いただけないでしょうか。	別紙27を追加します。 本事業への入札参加を予定する者（法人に限る）への提供方法は、入札説明書p6(イ)の要領によります。
3	20	第1章	第5節	表3 4	粉じん	粉じんの保証値が「0.02gNm ³ 以下」と、【ごみ処理施設整備計画・設計要領2017年改訂版 全国都市清掃会議】P623の環境対策1)粉じんでは示されている数値である0.1g/Nm ³ に比べて著しく低い数値ですが、誤記ではないでしょうか。	誤記ではありません。
4	30	第1章	第9節	3(8)	工事用車両の搬入出経路	「周辺地域で別途工事が行われる場合」について、現時点で市様が想定や予定している工事がありましたらご教示願います。	現時点で特に計画はありません。
5	32	第1章	第9節	3(19)	関連工事	旧中之島クリーンセンターおよび中之島し尿処理施設解体工事で残置された杭等の工作物のうち、本事業新ごみ処理施設建設に支障にならないものは残置してよいと理解してよろしいでしょうか。 また杭以外の残置物の計画があれば対象物と範囲をご教示願います。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、敷地境界上の石積を残置する予定です。

要求水準書（設計・建設編）に対する質問への回答（第1回）その②

※質問については、各企業より提出された内容の原文を記載しております。

No.	頁	大	中	小	項目名	質問内容	回答
6	41	第2章	第2節	1(2)	計画ごみ質	<p>表4の可燃ごみ（破碎残渣込み）のごみ質について、次の点をご教示願います。</p> <p>①要求水準書や様式集に高質、基準、低質の低位発熱量が記載されています。一方、表4の低位発熱量は環整95号ベースと実測（JIS M8814(2003)）の2種類が示されています。要求水準書や様式集の低位発熱量は、環整95号ベースの計算値でなく、実測（JIS M8814(2003)）の数値と理解してよろしいでしょうか。</p> <p>②三成分組成の可燃分（基準ごみ 54.29%）と、元素組成（湿ベース）の合計（58.15%）が異なります。可燃分の54.29%を正と理解してよろしいでしょうか。その場合、元素組成の修正値をご教示願います。</p>	<p>①低位発熱量は、実測値（JIS M8814(2003)）を正とします。ただし、性能保証試験及び管理・運営編（別紙1）における低位発熱量の分析方法は、95号と実測の両方とします。</p> <p>②以下のとおり修正します。</p> <p>炭 素：30.04 水 素：4.00 窒 素：0.44 酸 素：19.62 硫 黄：0.02 塩 素：0.17</p>
7	41	第2章	第2節	1(2)	計画ごみ質	<p>「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017改訂版」では、ごみ質調査の灰分データが現実と乖離するケースが多いとの指摘もあるとされています。</p> <p>計画ごみ質の灰分は、低質ごみ、基準ごみ、高質ごみ共に同一の6.06%と記載されていますが、計画・設計要領を加味された数値と理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>可燃分と水分に比べ低位発熱量と相関が低いため、全体の誤差を最小化するために、灰分から設定しています。</p>
8	47	第2章	第3節	1	処理能力・計画ごみ質	<p>不燃ごみの収集袋最大サイズをご教示ください。</p>	<p>特大サイズ（約50リットル）：横75cm×縦78cmです。</p>
9	47	第2章	第3節	1(2) 3)	搬入物の重量割合と見かけ比重	<p>表11にて搬入物の重量割合と見掛比重の記載がありますが、鉄・アルミ・可燃物・その他等の詳細なごみ組成をご教示ください。</p>	<p>不燃・粗大ごみ処理量実績に基づく重量割合は以下のとおりです。</p> <p>破碎選別可燃物：55.1% 破碎選別不燃物：27.7% 破碎選別資源物：17.2%</p>

要求水準書（設計・建設編）に対する質問への回答（第1回）その②

※質問については、各企業より提出された内容の原文を記載しております。

No.	頁	大	中	小	項目名	質問内容	回答
10	43	第2章	第2節	2	搬入出車両	搬入出車両の車両諸元（最小回転半径等）、または車両メーカーおよび型式等がわかる資料をご提示願います。 <ul style="list-style-type: none"> ・機械式ごみ収集車（4t） （フルダンプ時における後輪の中心からテールゲート端までの最大寸法を含む） <ul style="list-style-type: none"> ・ダンプ車（10t） ・天蓋付き車ダンプ車（10t） ・平ボディ車（10t） 	事業者の実績等により想定してください。
11	48	第2章	第3節	2	搬入出車両	適正な車両動線計画を行うため、搬入出車両について、最小回転半径等の車両諸元、または車両メーカーおよび型式等がわかる資料をご提示願います。 <ul style="list-style-type: none"> ・機械式ごみ収集車（4t） ・ダンプ車（10t） ・天蓋付き車ダンプ車（10t） ・平ボディ車（10t） 	事業者の実績等により想定してください。
12	48	第2章	第3節	4	破砕機防爆方式	「二軸せん断破砕機、不活性ガス封入、可燃性ガスの強制置換、破砕前の手選別及びSPCの提案とする。」とありますが、これら方式は全て実施するものではなく、提案者により適切な方式を選択、ご提案するという解釈でよろしいでしょうか。	二軸せん断破砕機の設置及び破砕機前の手選別については、必ず行って下さい。可燃性ガス検知による不活性ガス封入、又は可燃性ガスの強制置換については、事業者提案に委ねます。 また、これら以外の防爆対策の実施については、事業者提案に委ねます。

要求水準書（設計・建設編）に対する質問への回答（第1回）その②

※質問については、各企業より提出された内容の原文を記載しております。

No.	頁	大	中	小	項目名	質問内容	回答
13	50	第2章	第3節	8	不燃・粗大ごみ処理施設の処理フロー（参考）	処理フローはあくまで参考であって要求水準を満たせるのであれば、この通りではなくても良いという解釈でよろしいでしょうか。	処理フローについてはご理解のとおりです。「（参考）」の取扱は要求水準書（設計・建設編）（p6）第1章2節6(3)の通りです。
14	84	第3章	第4節	9(2)	脱気器給水ポンプ	脱気器の数量を1基とする場合、脱気器給水ポンプは2基としてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	111	第3章	第8節	1(2)2)	再利用水水質	「無放流を実現するものとする」とありますが、p44ではプラント排水は「処理後再利用（無放流）又は下水道放流」とあります。プラント排水は、余剰が発生した場合に下水放流できると考えてよろしいでしょうか。	p44の内容を正としてください。
16	142	第3章	第13節	4	洗車装置	洗車対象の中で最大と考えられる残渣搬出車の諸元（全幅、全長、全高、最小回転半径）をご教示願います。	事業者の実績等により想定してください。
17	147	第4章	第1節	7(2)3)	特記事項	「(2) 3)原則として全長にわたり、点検歩廊を設けること」とありますが、点検上支障がない箇所については点検歩廊を設けなくとも良いでしょうか。	配置・構造・動線上において、本規定では著しく不合理であることが証明可能な場合を除き、全長にわたり設置してください。
18	147	第4章	第1節	7(2)3)	特記事項	「(2) 9)コンベヤの両側に点検歩廊を設けることとし・・・」とありますが、点検上支障がない箇所については片側のみ、若しくは点検歩廊無しとしてよいでしょうか。	配置・構造・動線上において、本規定では著しく不合理であることが証明可能な場合を除き、点検上支障がなくても設置してください。

要求水準書（設計・建設編）に対する質問への回答（第1回）その②

※質問については、各企業より提出された内容の原文を記載しております。

No.	頁	大	中	小	項目名	質問内容	回答
19	149	第4章	第2節	4(3)	主要項目	「(3)主要項目」に不燃物、粗大ごみの容積算出単位体積重量が記載されておりますが、値に幅があるためどの値を採用するかで必要容積が変化します。必要容積算出に使用する具体的な値をご指示ください。	単位体積重量の範囲内において、管理・運営面も踏まえ、設計・建設することも事業者の業務範囲です。
20	152	第4章	第3節	5(4)7)	特記事項	「(4) 7) 破碎機の消費電力に応じて・・・」とありますが、負荷を検知する方法として電流検知でもよろしいでしょうか。	要求水準書を満足する限り、事業者の提案に委ねます。
21	153	第4章	第4節	1(3)5)	電動機	「(3) 5) 電動機 電動機容量は、定格破碎能力の1.5倍以上とする。」とありますが、破碎機運転時の平均電流を測定、その値から電力を算出し、その1.5倍の電動機容量とする、という解釈でよろしいでしょうか。	定格能力に対して、1.5倍以上の容量を見込んでください。
22	153	第4章	第4節	1(4)3)	特記事項	「(4) 3) 破碎機室は・・・前室と後室を設け・・・」とありますが、前室と後室をご教示ください。また、前室と後室は兼用可能かご教示ください。	前室、後室については、破碎機室と隣接する他の室との緩衝室を意味しており、破碎機室に対して、ごみの出口側の緩衝室を後室、それ以外を前室とします。破碎機室と隣接する室の間には、緩衝室を設けてもらいますが、配置上、前室と後室を兼用できる場合は、兼用可能です。
23	153	第4章	第4節	1(4)11)	特記事項	「(4) 11) 必要により外部に白煙及び・・・」とありますが、白煙の影響により想定されていることがありましたら、ご教示ください。	要求水準書p153 第4節 1(4) 11) について、「必要により外部に臭気が出ないように対策を行うこと。」と訂正します。
24	154	第4章	第4節	3(3)7)	電動機	「(3) 7) 電動機 電動機容量は、定格破碎能力の1.5倍以上とすること。」とありますが、破碎機運転時の平均電流を測定、その値から電力を算出し、その1.5倍の電動機容量とする、という解釈でよろしいでしょうか。	定格能力に対して、1.5倍以上の容量を見込んでください。

要求水準書（設計・建設編）に対する質問への回答（第1回）その②

※質問については、各企業より提出された内容の原文を記載しております。

No.	頁	大	中	小	項目名	質問内容	回答
25	155	第4章	第4節	4	破碎機用油圧ユニット	提案する破碎機に電動式を採用する場合は、破碎機用油圧ユニットは無くともよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	156	第4章	第4節	6(4)4)	特記事項	「(4) 4) 磁力選別機は、位置の調整等が容易に行えること。」とありますが、この位置とは磁力選別機自体の設置位置を示すものでしょうか。	磁力選別機自体ではなく、磁石部分について位置の調整等が容易に行えるようにしてください。
27	156	第4章	第4節	7(4)4)	特記事項	「(4) 4) 磁力選別機は、位置の調整等が容易に行えること。」とありますが、この位置とは磁力選別機自体の設置位置を示すものでしょうか。 マグネットブリー式の場合は位置の調整が不可ですが、この項目は該当するのでしょうか。	前段については、磁力選別機自体ではなく、磁石部分について位置の調整等が容易に行えるようにしてください。 後段については、回収効率の最適化の為に位置調整を可能とする機構があれば、位置調整部分については問いません。
28	157	第4章	第4節	9(4)4)	特記事項	「(4) 4) アルミ選別機は、位置の調整等が容易に行えること。」とありますが、この位置とは排出部の位置調整という解釈でよろしいでしょうか。	回収効率の最適化の為に位置調整を可能とする機構があれば、位置調整部分については問いません。
29	158	第4章	第4節	10(4)4)	特記事項	「(4) 4) アルミ選別機は、位置の調整等が容易に行えること。」とありますが、この位置とは排出部の位置調整という解釈でよろしいでしょうか。	回収効率の最適化の為に位置調整を可能とする機構があれば、位置調整部分については問いません。
30	161	第4章	第5節	2(3)1)	容量	「(3) 1) 容量 二分割の片側で10t車での搬出に適正な容量」とありますが、想定されている10t車の具体的な寸法・容量をご教示ください。	事業者の実績等により想定してください。

要求水準書（設計・建設編）に対する質問への回答（第1回）その②

※質問については、各企業より提出された内容の原文を記載しております。

No.	頁	大	中	小	項目名	質問内容	回答
31	162	第4章	第5節	3(5)	貯留日数	「(5)貯留日数 大型車（10t車）2台分貯留可能とする。」とありますが、想定されている10t車の具体的な寸法・容量をご教示ください。	事業者の実績等により想定してください。
32	162	第4章	第5節	4(5)	貯留日数	「(5)貯留日数 大型車（10t車）1台分貯留可能とする。」とありますが、想定されている10t車の具体的な寸法・容量をご教示ください。	事業者の実績等により想定してください。
33	164	第4章	第6節		集じん・脱臭設備	「場内各所より吸引した含塵空気及び破碎機における防爆対策としての排気を、それぞれ処理するために設けること。」とありますが、含塵空気の処理は吸引排気集じん設備で行う、破碎機における防爆対策としての排気は排気集じん脱臭設備で行う、この2つの設備は独立した系統である、という解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
34	174	第5章	第1節	1(1)	工事範囲	「車庫棟」とありますが、想定されている台数と車種がありましたらご教示願います。	市として想定している車両はありません。必要に応じて、想定してください。

要求水準書（管理運営編）に対する質問への回答（第1回）その②

※質問については、各企業より提出された内容の原文を記載しております。

No.	頁	大	中	小	項目名	質問内容	回答
1	10	第3章		1	受付管理	「(5) SPC は、本施設に直接持ち込みごみを搬入しようとするものおよび許可収集業者から、市が定める料金を、市が定める方法で市に代わり徴収し、指定金融機関に払い込むこと。」とありますが、許可収集業者が持込むごみ種別の料金設定についてご教示願います。	市ホームページの「長岡市ごみと資源物の分け方と出し方」を参照ください。 http://www.city.nagaoka.niigata.jp/kurashi/cate08/
2	12	第4章	第1節	5(3) 1)	年間運転日数	「(3) 1)・・・90日以上計画作業日・・・」とありますが、計画作業日とは、熱回収施設の運転日という理解でよろしいでしょうか？	計画作業日とは、「廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係るごみ処理施設性能指針」に示される、年間を通じ、あらかじめごみ処理作業を予定した日を指します。

様式集に対する質問への回答（第1回）その②

※質問については、各企業より提出された内容の原文を記載しております。

No.	頁	大	中	小	項目名	質問内容	回答
1	44	第22-4号様式	4	(4)	地域経済への貢献	地域企業とそれ以外の企業で共同企業体を組成して、その共同企業体から地域企業に下請として発注した場合、それ以外の企業の出資比率分は発注予定額として算定されるものと理解してよろしいでしょうか。	算定方法については、事業者に委ねます。
2	-	第22-2号様式	別添⑦	長期収支計画書	事業年度	事業年度が4月から3月の1年間の場合、H50年度に法人税の支払い等があるため、ご指定様式にH50年度の列を追加してもよろしいでしょうか。	注釈7を含め、本様式に従い作成してください。
3	-	第22-2号様式	別添⑦	長期収支計画書	資金運用収益	「資金運用収益」は、預金の受取利息と理解してよろしいでしょうか。市様で想定されている費目がありましたらご教示願います。	ご理解のとおりです。必要と考えられる場合に計上してください。
4	-	第22-2号様式	別添⑦	長期収支計画書	市の支払うサービス購入料	「※7 便宜上、サービス購入料のキャッシュ収支は支払いまでのズレを考慮せず業務実施期に対応させて算定すること。」とありますが、その場合、サービス購入料以外の収支（建設一時払金収入や借入金等）も関連して発生ベースで計上する必要が生じ、本来のキャッシュフローの意味をなさなくなることが懸念されます。このため、別紙⑦の「2. 資金計算書」はサービス購入料も含めて支払いベースで算出するものと理解してよろしいでしょうか。 なお、別添⑦の下段の＜市の支払うサービス購入料＞の欄は、市様からのサービス購入料の支払年度ではなくサービス購入料の発生年度（債権確定年度）に金額を入力することは可能です。	注釈7に従い作成してください。

基本協定書（案）に対する質問への回答（第1回）その②

※質問については、各企業より提出された内容の原文を記載しております。

No.	頁	大	中	小	項目名	質問内容	回答
1	2	第5条				不燃・粗大ごみ処理施設プラントの設計業務及び建設業務の記載がありませんが、必要ないでしょうか。	基本協定書において修正します。

事業契約書（案）に対する質問への回答（第1回）その②

※質問については、各企業より提出された内容の原文を記載しております。

No.	頁	大	中	小	項目名	質問内容	回答
1	表紙から2ページ目	5	(2)	①	運營業務	「運營業務（ただし、有効利用業務を除く。）の固定費に係る契約金額（サービス購入料C）」、「受入ごみに対する運營業務（ただし、有効利用業務を除く。）の変動費に係る契約金額（サービス購入料D）」とありますが、ここでいう有効利用業務の内容をご教示願います。	有効利用業務は削除し、契約書において修正します。
2	10	第14条	第3項第6項	第4号-		不可抗力による事由に基づく設計変更により生じた費用は、本事業が公共事業であるという観点から、すべて市様の負担と理解してよろしいでしょうか。	不可抗力による事由に基づく損失、費用の負担については、別紙2に記載のとおりです。
3	18	第35条	2	(1)	工事の一時停止	・市の責めに帰すべき事由による場合は、市が施設整備費を増額するとありますが、具体的にはサービス購入料Aでしょうか、若しくはBでしょうか。	記載のとおり、協議によります。
4	18	第35条	第2項	第1号	工事の一時停止	市様の責めに帰すべき事由による工事の一時停止の場合に事業者に対して直接生ずる損害、損失又は費用について、市様は施設整備費（定義によれば、サービス購入料AとBの合計）を増額するなどにより事業者に対して当該損害、損失又は費用を支払うことになっていますが、サービス購入料B（割賦払い）として支払われる場合は追加で資金調達が必要になり、当該追加資金調達に伴う金利等の金融費用が発生します。つきましては、サービス購入料Aとして一括払いとしていただきたく願います。	No3を参照ください。

事業契約書（案）に対する質問への回答（第1回）その②

※質問については、各企業より提出された内容の原文を記載しております。

No.	頁	大	中	小	項目名	質問内容	回答
5	18	第37条	第1項	第1号	工期変更の場合の費用負担	市様の責めに帰すべき事由による工期変更の場合に事業者に直接生ずる損害、損失又は費用について、サービス購入料を増額することなどにより事業者に対して当該損害、損失又は費用を支払うことになっていますが、サービス購入料B（割賦払い）として支払われる場合は追加で資金調達が必要になり、当該追加資金調達に伴う金利等の金融費用が発生します。つきましては、サービス購入料Aとして一括払いとしていただきたいと思います。	記載のとおり、協議によります。
6	18	第37条	1	(1)	工期変更の場合の費用負担	・サービス購入料の増額が割賦で支払われることとなる場合、事業者の借入増額に繋がりが、金利負担増加等によりキャッシュフローに重大な悪影響を及ぼす可能性があります。場合によっては、借入増額に辿り着けない可能性があり、その場合、事業者の資金繰りが立ち行かなくなる虞があります。ついては、サービス購入料の増額については一括での支払いをご検討いただくことは可能でしょうか。	No5を参照ください。
7	20	第41条	1		運営開始の遅延	・市の責めに帰すべき事由により支払われる損害、損失及び費用につきましても、上記No. 7同様の理由により一括での支払いをご検討いただくことは可能でしょうか。	記載のとおり、協議によります。

事業契約書（案）に対する質問への回答（第1回）その②

※質問については、各企業より提出された内容の原文を記載しております。

No.	頁	大	中	小	項目名	質問内容	回答
8	20	第41条	第1項		運営開始の遅延	市様の責めに帰すべき事由による運営開始の遅延の場合に事業者に直接生ずる損害、損失又は費用について、市様から事業者に直ちに支払われない場合には、追加で資金調達が必要になるため、当該追加資金調達に伴う金利等の金融費用が発生します。つきましては、サービス購入料Aとして一括払いとしていただきたくお願いします。	No7を参照ください。
9	20	第41条	2		運営開始の遅延	・「市の責めに帰すべきことができない事由」を「事業者の責めに帰すべき事由」と変更いただくことは可能でしょうか。例えば、第35条2(1)においては、「市の責め」と「事業者の責め」と区分していることに対し、本号では「市の責めに帰すべきことができない」と事業者の帰責部分を拡大していることにつき、どのような事象を想定されていますでしょうか。	性能発注であることから、市に原因があるか、不可抗力、法令変更以外はすべて事業者のリスクとします。
10	22	第44条	第3項			不可抗力による本施設の運転の停止に起因する市様、事業者又は第三者の損害、費用、損失その他の責任の一切は、本事業が公共事業であるという観点から、市様の負担としていただきたくお願いします。	原案のとおりとします。不可抗力による事由に基づく損失、費用の負担については、別紙2に記載のとおりです。
11	24	第51条	第2項			不可抗力による非常又は緊急事態への対応について、本事業が公共事業であるという観点から、当該対応により生じた増加費用は市様の負担としていただきたくお願いします。	原案のとおりとします。不可抗力による事由に基づく損失、費用の負担については、別紙2に記載のとおりです。

事業契約書（案）に対する質問への回答（第1回）その②

※質問については、各企業より提出された内容の原文を記載しております。

No.	頁	大	中	小	項目名	質問内容	回答
12	32	第65条	4	(1)	引渡日後の解除の効力	・「当該対価と損害額とを相殺することにより」との規定があることにより、施設整備に係る対価の一部が事業者の事業リスクに晒されるため、事業者の資金調達コストが増加することが見込まれます。金融機関としては、「当該債権」は確定債権として、相殺はせずに、損害額については個別独立した請求とすることにしていただき、施設整備に係る対価全額を公共の信用力に依拠した資金調達を行うことにより、全体の事業コストが低下すると考えますので、ご検討いただくことは可能でしょうか。	原案のとおりとします。
13	32	第66条	1	(1)	損害賠償	・「施設整備費から割賦金利相当額を控除した額の100分の10に相当する額」と規定されておりますが、負担額が極めて大きく、事業者及び金融機関のリスク負担が重く、事業者の入札に大きく影響するものと思われます。見直しにつきご検討いただくことは可能でしょうか。	原案のとおりとします。
14	33	第66条	第1項	第2号	損害賠償	引渡日以後に、事業者の債務不履行により事業契約が解除された場合の損害賠償（違約金）は、年間の運営費の100分の10に相当する額という理解でよろしいでしょうか。事業期間総額の100分の10の場合は、事業者が拠出不可能な多額の資本金が必要になり、事業への参画が困難になります。	引渡日以後に発生する損害賠償（違約金）は、年間の運営費の100分の10に相当する額とします。
15	32	第66条	1	(2)	損害賠償	・「運営費の100分の10に相当する額」と規定されておりますが、運営費とは総運営期間に渡る運営費の合計額を想定されているでしょうか。その場合、負担額が極めて大きく、事業者及び金融機関のリスク負担が重く、事業者の入札に大きく影響するものと思われます。見直しにつきご検討いただくことは可能でしょうか。	No14を参照ください。

事業契約書（案）に対する質問への回答（第1回）その②

※質問については、各企業より提出された内容の原文を記載しております。

No.	頁	大	中	小	項目名	質問内容	回答
16	36	第82条	1及び2の各号		要求水準書の変更	<p>・要求水準の変更に伴い事業者のコストが大幅に増大し、事業者の資金計画が立ち行かなくなる可能性があることから、要求水準の変更内容を限定する等の措置が必要と思われるが、ご検討いただくことは可能でしょうか。</p> <p>・また、変更に伴いサービス購入料が増額される場合、上記No. 6及びNo. 7同様の理由から、一括での支払いをご検討いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>前段について、要求水準書の変更は、第2項の各号の手続きに従います。</p> <p>後段について、支払いが変更になる場合には2項5号に基づき変更契約書に反映されます。</p>
17	36	第82条			要求水準書の変更	<p>要求水準書の変更により事業者側に追加費用が生じた場合、市様に当該追加費用を負担いただけると理解してよろしいでしょうか。</p> <p>なお、追加費用をご負担いただける場合、設計および建設業務の対価について、サービス購入料B（割賦払い）として支払われる場合は追加で資金調達が必要になるため、当該追加資金調達に伴う金利等の金融費用が発生します。つきましては、サービス購入料Aとして一括支払いとしていただきたくお願いします。</p>	No.16を参照ください。
18	40	別紙2	第2項			<p>運営期間において、本施設の所有者は市様となるため、不可抗力による本施設への損害等を事業者が負担する旨の規定を削除いただけないでしょうか。また、事業者が生じた損害については当該規定に基づく負担割合にてご負担いただけると理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>前段について、原案のとおりとします。</p> <p>後段について、ご理解のとおりです。</p>

要求水準書別紙一覧及び別紙資料の提供について（依頼）に対する質問への回答（第1回）その②

※質問については、各企業より提出された内容の原文を記載しております。

No.	頁	大	中	小	項目名	質問内容	回答
1	別紙 1				現況配置図（位置図）	構内第1注（電力会社との取合い点）の位置が計画されている場合は、ご教示願います。	現時点で特に計画はありません。
2	別紙 2-1				ホ-リング 柱状図（平成25年）	・調査名「環施委第10号 新ごみ処理施設等建設予定地地質調査業務委託」の「地質調査報告書」の資料全てを、追加でご開示お願いいたします。 山留め計画検討（山留め壁の安定・根切り底面の安定・地下水処理・周辺地盤の沈下）及び基礎杭検討を進めるにあたり必要となります。 なお、開示に際しましてはCD等電子媒体での受領でも構いませんのでよろしくお願いいたします。	別紙28を追加します。 本事業への入札参加を予定する者（法人に限る）への提供方法は、入札説明書p6(イ)の要領によります。
3	別紙 2-2				ホ-リング 柱状図（昭和63年）	・調査名「三島郡清掃センター組合ごみ処理施設、し尿処理施設等整備事業に伴う土質調査業務委託」（応用地質株式会社）の「地質調査報告書」の資料全てを、追加でご開示お願いいたします。 山留め計画検討（山留め壁の安定・根切り底面の安定・地下水処理・周辺地盤の沈下）及び基礎杭検討を進めるにあたり必要となります。 なお、開示に際しましてはCD等電子媒体での受領でも構いませんのでよろしくお願いいたします。	別紙29を追加します。 本事業への入札参加を予定する者（法人に限る）への提供方法は、入札説明書p6(イ)の要領によります。

要求水準書別紙一覧及び別紙資料の提供について（依頼）に対する質問への回答（第1回）その②

※質問については、各企業より提出された内容の原文を記載しております。

No.	頁	大	中	小	項目名	質問内容	回答
4	別紙7				地層断面図	・地層想定断面図を作成している“東邦地下株式会社”様の「地質調査報告書」の資料全てを、追加でご開示お願いいたします。 山留め計画検討（山留め壁の安定・根切り底面の安定・地下水処理・周辺地盤の沈下）及び基礎杭検討を進めるにあたり必要となります。 なお、開示に際しましてはCD等電子媒体での受領でも構いませんのでよろしくお願いいたします。	No2を参照ください。
5	別紙9				中之島クリーンセンター上水取合い位置図	上水は工事区域南角部の本管からの引込と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	別紙1 及び 別紙13				現況配置図（位置図） 中之島ごみ処理施設杭位置図	・既設のサンドコンパクションパイル（SCP）（深度14m、西松建設様施工）の施工範囲を「別紙1」で示されている現況配置図上で位置関係が判るように図示の上、ご開示お願いいたします。	別紙27、別紙30を追加します。 本事業への入札参加を予定する者（法人に限る）への提供方法は、入札説明書p6(イ)の要領によります。

要求水準書別紙一覧及び別紙資料の提供について（依頼）に対する質問への回答（第1回）その②

※質問については、各企業より提出された内容の原文を記載しております。

No.	頁	大	中	小	項目名	質問内容	回答
7	別紙1 及び 別紙13				現況配置図（位置図） 中之島ごみ処理施設杭位置図	・既設の基礎杭（西松建設様施工）の範囲について位置、撤去長さ、本数を「別紙1」で示される現況配置図上で位置関係が判るように図示の上、ご開示お願いいたします。	別紙27、31～33を追加します。 本事業への入札参加を予定する者（法人に限る）への提供方法は、入札説明書p6(イ)の要領によります。
8	別紙25				新ごみ処理施設整備に係る生活環境影響調査(概要版)	本事業への入札参加の目的以外に使用しないことを前提に、新ごみ処理施設整備に係る生活環境影響調査書をご提示いただけないでしょうか。	別紙34を追加します。 本事業への入札参加を予定する者（法人に限る）への提供方法は、入札説明書p6(イ)の要領によります。